

開発行為、建築行為等に係る都市計画の早見表(法規制等一覧)

令和7年4月1日 平生町建設課

【建築基準法関係】

○：有り、×：無し、△条件による

項目	有無等	摘 要
屋根等不燃化地域 (法第22条関係)	×	
災害危険区域 (法第39条関係)	○	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域は、建築制限がかかります。
道路 (法第42条関係)	○	道路の種別は、特定行政庁(山口県柳井土木建築事務所0820-22-0397)へお問い合わせください。
容積率 (法第52条関係)	○	都市計画総括図のとおり 用途地域のない地域は、下表のとおり
建ぺい率 (法第53条関係)	○	都市計画総括図のとおり 用途地域のない地域は、下表のとおり
斜線制限 (法第56条関係)	○	法令のとおり 用途地域のない地域は、下表のとおり
日影規制区域 (法第56条の2関係)	○	法別表第4(に)欄の(二)号に記載の住居系地域
建築協定 (法第69～73条関係)	×	条例なし

* ご不明な点がございましたら、山口県柳井土木建築事務所へお問い合わせください。

電話0820-22-0397(建築住宅課直通)

〈用途地域の指定のない地域の建築形態規制〉

対象となる地域	右記以外の区域	大字佐賀、大字尾国、大字小群、大字佐合島
容積率	100	200
建ぺい率	60	70
道路斜線制限	∠1.25	∠1.5
隣地斜線制限	20m+∠1.25	20m+∠1.25

【都市計画法関係】

○：有り、×：無し、△条件による

項目	有無等	摘 要
都市計画区域	○	平生町全域都市計画区域 区域区分非設定(通称：非線引き)のため、市街化区域及び市街化調整区域はありません。
準都市計画区域	×	
開発許可	△	1,000㎡以上
用途地域	○	都市計画総括図のとおり
特別用途地域	×	
特定用途制限地域	×	
高層住居誘導地区	×	
高度地区	×	
高度利用地区	×	
防火地域	×	
準防火地域	○	商業地域(全部)、準工業地域(一部)
景観地区、風致地区	×	
駐車場整備地区	×	
臨港地区	○	
緑地保全地域等	×	
流通業務地区	×	
生産緑地地区	×	
伝統的建造物群保存地区	×	
都市施設(道路)	○	都市計画総括図のとおり
都市施設(公園)	○	都市計画総括図のとおり
都市施設(下水道)	○	建設課 下水道班(0820-56-7118)へお問い合わせください。
土地区画整理事業	×	
市街地再開発事業	×	
地区計画	×	

【その他】

○：有り、×：無し、△条件による

項目	有無等	摘 要
宅地造成等工事規制区域	○	山口県建築指導課開発審査班(083-933-3866)へお問い合わせください。
特定盛土等規制区域	○	山口県森林整備課林地保全班(083-933-3480)へお問い合わせください。
景観法	×	
都市緑地法	×	
国土利用計画法	△	5,000㎡以上 建設課 管理班(0820-56-7118)へお問い合わせください。
公拡法	△	10,000㎡以上 地域振興課(0820-56-7120)へお問い合わせください。
農地転用等	○	農業委員会(0820-56-7117)へお問い合わせください。
騒音・振動規制法	○	環境政策室(0820-56-7126)へお問い合わせください。
水道	○	柳井地域広域水道企業団(0820-25-0255)へお問い合わせください。